

平成28年第5回府中町議会定例会

会議録(第1号)

1. 開会年月日 平成28年9月7日(水)

2. 招集の場所 府中町議会議事堂

3. 開議年月日 平成28年9月7日(水)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員(16名)

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 議長  | 中井元信君  | 副議長 | 岩竹博明君 |
| 1番  | 小菅卷子君  | 3番  | 繁政秀子君 |
| 4番  | 益田芳子君  | 5番  | 山口晃司君 |
| 7番  | 海渡弘信君  | 8番  | 西友幸君  |
| 9番  | 中村勤君   | 10番 | 慶徳宏昭君 |
| 12番 | 木田圭司君  | 13番 | 力山彰君  |
| 15番 | 加島久行君  | 16番 | 中村武弘君 |
| 17番 | 梶川三樹夫君 | 18番 | 林淳君   |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員(1名)

11番 山西忠次君

~~~~~○~~~~~

6. 付議事件

1 会議録署名議員の指名

2 会期の決定

3 諸報告

(1) 議長報告

(2) 常任委員会委員長報告

(3) 議会運営委員会委員長報告

(4) 議会報特別委員会委員長報告

(5) 監査委員報告

(6) 後期高齢者医療広域連合議会議員報告

- 4 町長報告
- ・行政報告
  - ・報告第18号 専決処分の報告について
  - ・報告第19号 平成27年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 5 第49号議案 府中北交流センター設置及び管理条例の制定について
- 6 第44号議案 平成28年度府中町一般会計補正予算（第3号）
- 7 第45号議案 平成28年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 8 第46号議案 平成28年度府中町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 9 第47号議案 平成28年度府中町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 10 第48号議案 府中町税条例等の一部改正について
- 11 第50号議案 府中町営住宅設置及び管理条例の一部改正について
- 12 第51号議案 府中町国民健康保険税条例の一部改正について
- 13 第52号議案 工事請負契約の締結について
- 14 第53号議案 財産の取得について
- 15 第54号議案 財産の取得について
- 16 第55号議案 指定管理者の指定について  
（府中北交流センター（児童センター））
- 17 第56号議案 指定管理者の指定について  
（府中北交流センター（集会所））
- 18 第57号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 19 第58号議案 教育委員会委員任命の同意について
- 20 第59号議案 調停の申立てについて
- 21 議員提出第3号議案 府中町議会議員政治倫理条例の制定について
- 22 議員提出第4号議案 府中町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

~~~~~〇~~~~~

7. 説明のため会議に出席した者

| | | |
|----|---|-------|
| 町 | 長 | 佐藤信治君 |
| 副町 | 長 | 岡野浩子君 |

| | |
|-----------------|-----------|
| 教 育 長 | 高 杉 良 知 君 |
| 企 画 財 政 部 長 | 高 石 寛 智 君 |
| 地 方 創 生 担 当 部 長 | 地 下 調 君 |
| 総 務 部 長 | 寺 尾 光 司 君 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 立 石 佳 之 君 |
| 生 活 環 境 部 長 | 坂 本 雅 司 君 |
| 建 設 部 長 | 梶 川 幸 正 君 |
| 向洋駅周辺区画整理事務所長 | 脇 本 哲 也 君 |
| 教 育 部 長 | 金 藤 賢 二 君 |
| 会 計 室 長 | 谷 崎 文 男 君 |
| 消 防 長 | 中 川 和 幸 君 |
| 企 画 財 政 部 次 長 | 神 永 和 明 君 |
| 福 祉 保 健 部 次 長 | 山 西 仁 子 君 |
| 生 活 環 境 部 次 長 | 金 光 一 隆 君 |
| 消 防 本 部 次 長 | 白 崎 俊 文 君 |
| 教 育 次 長 | 戸 田 秀 生 君 |
| 財 政 課 長 | 増 田 康 洋 君 |
| 総 務 課 長 | 新 見 公 平 君 |
| 職 員 課 長 | 岩 崎 雅 男 君 |
| 税 務 課 長 | 金 川 秀 之 君 |
| 福 祉 課 長 | 谷 口 充 寿 君 |
| 高 齢 介 護 課 長 | 森 太 君 |
| 保 険 年 金 課 長 | 森 本 雅 生 君 |
| 健 康 推 進 課 長 | 長 西 弘 子 君 |
| 環 境 課 長 | 屋 敷 学 君 |
| 監 理 課 長 | 池 口 豊 記 君 |
| 都 市 整 備 課 長 | 岡 村 紀 行 君 |
| 建 築 課 長 | 川 口 正 幸 君 |
| 下 水 道 課 長 | 原 田 司 君 |
| 補 償 課 長 | 中 西 肇 君 |

総務課長（教委） 胡子幸穂君

学校教育課長 中坊京子君

~~~~~○~~~~~

8. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 花田智史君

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

（開会 午前 9時30分）

○議長（中井元信君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は16名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、平成28年第5回府中町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、16番中村武弘議員、17番梶川議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第2、会期の決定を議題に供します。

本定例会の会期につきましては、案としてお手元に配付いたしておりますとおりでございます。

それでは、お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議ないようでございますので、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（中井元信君） 日程第3、諸報告に入ります。

まず、議長報告を行います。

6月定例会以降ですが、去る8月19日に広島県町議会議員研修会に参加しております。

研修会では、全国町村議会議長会議事調査部長の鈴木毅氏から、「議員の権限と義務」について、午後には明治大学政治経済学部教授の牛山久二彦氏から、「自治体議会の役割と地方創生」について講義を受けております。

なお、詳細については事務局に資料がございますので、ごらんいただければと思います。

以上、議長報告を終わります。

次に、各委員会の委員長報告を行います。

総務文教委員会、山口委員長、お願いします。

○5番（山口晃司君） 皆さん、おはようございます。それでは、総務文教委員会の報告をさせていただきます。

6月定例議会以降、本年8月26日に委員会並びに協議会を開催いたしました。

委員会では、町長、教育長の報告をいただき、協議会につきましては9月定例会に向けた案件の概要説明を受けました。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上をもちまして、総務文教委員会の報告を終わります。

○議長（中井元信君） 厚生委員会、西委員長、お願いします。

○8番（西 友幸君） 皆さん、おはようございます。厚生委員会の報告をさせていただきます。

6月定例会以降は、8月29日に委員会並びに協議会を開催しております。

8月29日の委員会では、9月の定例会前ということで、協議会において提出予定の案件について説明を受けました。

なお、本会議から当委員会に付託議案はございませんでした。

以上で厚生委員会の報告を終わります。

○議長（中井元信君） 建設委員会、益田委員長、お願いします。

○4番（益田芳子君） 皆さん、おはようございます。建設委員会の報告をさせていただきます。

だきます。

6月定例会以降、8月30日に委員会並びに協議会を開催しております。

委員会では、建設事業に関する事務調査、下水道事業に関する事務調査、山陽本線連続立体交差及び向洋駅周辺再整備事業に関する事務調査ということで、各種契約締結の報告を受けました。

また、協議会では、9月定例会に向けた案件の概要説明を受けました。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上で建設委員会の報告を終わります。

○議長（中井元信君） 議会運営委員会、中村武弘委員長、お願いします。

○16番（中村武弘君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告をさせていただきます。

6月定例会以降は、一昨日、9月5日に議会運営委員会を開催しております。

委員会においては、今定例会の運営についてということで、会期について、その他議員政治倫理条例や議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について協議を行いました。

以上で簡単ですが、議会運営委員会委員長報告を終わります。ありがとうございます。

○議長（中井元信君） 議会報特別委員会、林委員長、お願いします。

○18番（林 淳君） 議会報特別委員会の報告をさせていただきます。

6月定例会以降、議会報特別委員会は6月28日の定例会閉会后、7月6日、14日、合わせて3回開催をしました。

6月28日の委員会では、議会広報の編集に関する事務調査ということで、議会だより第142号の執筆者や発行までの日程の確認を行いました。

7月6日の委員会では、原稿の校正と写真調整を行いました。

7月14日の委員会では、初校により見出しや記事内容などの校正を行いました。

以上で議会報特別委員会の報告を終わります。

○議長（中井元信君） 次に、監査委員報告をお願いします。

小菅監査委員。

○1番（小菅卷子君） おはようございます。監査委員報告をさせていただきます。

監査は、府中町代表監査委員土井精二並びに監査委員小菅卷子の両名が実施をいた

しました。

まず、地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく例月出納検査ですが、5月分、6月分、7月分、それぞれ実施をいたしました。

検査の結果につきましては、お手元に配付している資料のとおり、いずれも現金の出納は適正であると認めます。

次に、地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査ですが、総務部職員課、福祉保健部子育て支援課、議会事務局を対象に実施をいたしました。

監査の結果につきましては、お手元に配付している資料のとおり、適正に処理されておりました。

最後に、平成28年8月5日付けで町長から審査を付託された平成27年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率については、いずれも関係法令に準拠して適正に作成され、その係数も正確であると認めたので、8月19日に意見書を町長に提出をいたしました。

以上で監査委員報告を終わります。

○議長（中井元信君） 次に、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告をお願いします。

西議員。

○8番（西 友幸君） それでは、広島県後期高齢者医療広域連合議会についての報告をさせていただきます。

6月の定例会以降は、広島県後期高齢者医療広域連合議会は開催されておらず、報告事項はございません。

以上で終わります。

○議長（中井元信君） 以上で全ての報告を受けました。

続いて、各報告に対する質問に入ります。

まず、議長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） ないようでございますので、次に参ります。

総務文教委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） ないようでございますので、次に参ります。

厚生委員会委員長報告に対して質問のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) ないようでございますので、次に参ります。

建設委員会委員長報告に対して質問のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) ないようでございますので、次に参ります。

議会運営委員会委員長報告に対して質問のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) ないようでございますので、次に参ります。

議会報特別委員会委員長報告に対して質問のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) ないようでございますので、次に参ります。

監査委員報告に対して質問のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) ないようでございますので、次に参ります。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告に対して質問のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) ないようでございますので、以上をもって諸報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長(中井元信君) 日程第4に入る前に理事者の出席を求めますので、しばらく休憩いたします。9時50分から再開いたします。休憩。

(休憩 午前 9時44分)

(再開 午前 9時50分)

○議長(中井元信君) 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長(中井元信君) 日程第4、町長報告を行います。

最初に、行政報告からお願いします。

町長。

○町長(佐藤信治君) 改めて、皆さんおはようございます。本定例会は本日1日とい

うことですが、町長報告を含めて19件の議案を提起させていただくことになっております。どうかよろしく御審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、町長報告、行政報告を1件行います。

国、県への提案活動についてでございます。このたび来年度の主要事業推進のため、国及び県への提案活動を行いました。去る7月20日及び7月22日に県と中国整備局、それから7月25日に国土交通省及び文部科学省に出向き、向洋駅周辺土地区画整理事業や学校施設環境改善事業など11事業12項目について、補助事業等確保のため提案活動を行わせていただきました。

国土交通省では、社会資本整備交付金、防災・安全交付金は各地から要望が多く、予算配分のやりくりで苦慮しているが、現場の声は大事であり、大きな力となるので、今後も提案活動を通じて要望してほしいと。本省としてはできるだけ一生懸命対応したいと、そういうお話をいただいたところでございます。

文部科学省では、学校施設の環境改善、空調の設置でございますが、この事業は全国から要請があり、本省としても優先順位について精査しなければならないが、府中町の場合他団体に比べても学級数が多く、こうした状況のところを選択し、予算を集中すべきだと思うので、府中町の優先順位は高いと考えておるということでございました。

また、埋蔵文化財保護の推進につきましては、下岡田遺跡は文化財として価値が高いという認識を持っておられ、これまでの守りの文化から攻めの文化へと転換を図ろうとしている中、この事業はそのスタートに立つものと考えてるので、ぜひ応援したいとの力強いお話をいただき、今回の提案活動により一定の成果が期待できるのではないかというふうに思っております。

以上、行政報告を終わります。

○議長（中井元信君） ただいまの行政報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） ないようでございますので、行政報告を終わります。

続いて、報告第18号、専決処分の報告についてをお願いします。

町長。

○町長（佐藤信治君） 報告第18号 平成28年9月7日提出。

専決処分の報告について。

損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

府中町長 佐藤信治

詳細についての説明は、建設部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中井元信君） 補足説明。

建設部長。

○建設部長（梶川幸正君） 皆さん、おはようございます。建設部長でございます。報告第18号、専決処分の報告について、補足して説明をさせていただきます。

今回の専決処分の報告につきましては、府中町議会の委任による町の専決処分事項の指定について、第3項に規定する地方自治法第96条第1項第13号の規定による法律上その義務に属する損害賠償で、その額が100万円以下の損害賠償の額を定めることに該当するものであることから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により本議会に報告をさせていただくものでございます。

専決処分の内容でございますが、本件事故は平成27年10月11日午前6時30分ごろ、町道大須上岡田線、鶴江一丁目23番17号の地先において発生をいたしました。

状況といたしましては、被害者が歩道を歩行中、インターロッキングブロックの段差につまずき転倒され、打撲をされたものでございます。

事故直後の対応につきましては、当該箇所の修繕を行うとともに、町内のインターロッキングブロック舗装箇所の全て調査、点検し、安全確認を行っております。

損害賠償の額は18万7,752円で、内容といたしましては治療費、慰謝料等の総額は62万5,840円ですが、本件事故は午前6時30分に発生し、視野を確保するには十分な明るさがあることから、相手方の前方不注意等による過失が7割とし、過失相殺後の賠償金額18万7,752円で示談が成立したものでございます。

債権者は広島市東区温品二丁目19番4号、君本庄松氏でございます。

専決処分年月日は平成28年7月27日でございます。

このたびの事故でございますが、日ごろから道路管理につきましては定期的なパトロール、議員の皆様、町民等から通報により、限られた予算ではございますが精いっぱい対応すべく緊急修繕を重ねてまいりましたが、今回このような事故があったことにつきましてはまことに残念であり、より一層町道の安全で適正な維持管理に努めて

まいりたいと考えております。

なお、今後におきましては、パトロール体制の強化も含め、このような事故が起こらないよう努めてまいります。

今回の事故に関し、関係者の方々に御迷惑をおかけし、深くおわびを申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。このたびはまことに申しわけございませんでした。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 続いて、質問のある方。

17番梶川議員。

○17番（梶川三樹夫君） 委員会のほうでも少し質問をした内容でございますが、この歩道のインターロッキングという新しい手法というか、すごくきれいでいいんですけども、やはり車の出入りの多いところはもうしょっちゅう何か修理をしてるようになります。私も何度か電話して修理してもらったことがあります。やはり車の出入りの多いところはインターロッキングじゃなくてほかの方法を考えると、私も素人ですので何がいいのかよくわかりませんが、ほかの方法を考えてみてはどうかなというのを思います。でないとかこういうことはたびたび起こるんじゃないかなというふうに思います。よろしくお願ひします。御意見があればお願いいたします。

○議長（中井元信君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（梶川幸正君） ただいま御指摘のように、車の出入り口とかああいうところは、やはり歩行者、歩行とは違ってやはりがたつきが出るような状況にもございますので、今後そこを例えばカラー舗装とかそういうふうな形への検討をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中井元信君） ほかに質問のある方。

3番繁政議員。

○3番（繁政秀子君） インターロッキングは何年か前ぐらいからはやっぴいところ、水はけはいいし見た目もいいからいうんではやりましたよね。それから最近ちょっとインターロッキングを使ってやっぴいところは余りないんじゃないかと思いますが、何か所ぐらいこれを使ってやっぴい場所があるのか。調査されたとおっしゃったから、あるのか。

それと、明け方6時半ごろ明るいから7割が向こうということですが、年齢的にはどうだったんだろうか。

それから、いつも言っとなるように、お母さんが乳母車を押して子どもを連れて歩いたり、連れて一緒に手をつないで歩くのに、その辺の道路はほとんどが斜めになっとなるからすごく乳母車が難しいわけよ。こういうこともあるけど、これまであそこで事故が起きてないから話になってないんですが、そのお母さんたちが前から言うのとつのように、道路はやっぱり歩きやすいようにしてもらいたいと思います。

お年寄りだったんかどうか知りませんが、インターロッキングでつまずくいうたら、さっき梶川議員がおっしゃったように段差があった言うてんじゃけど、どのぐらいの段差で年齢によったらひっくり返るんか、その辺はどうなんだろうか。

じゃから、何カ所あるのかと、それからこれからの歩道についての考えをちょっと。これは町長から聞かせてもらわにゃいけんでしょう。予算的なこともありますので。それと、今の何カ所というの聞いたよね。以上で質問しますので、お答えをお願いします。

○議長（中井元信君）　まず、建設部長。

○建設部長（梶川幸正君）　このインターロッキングを町内で行っているのは、商業地域、本町のゆうゆうタウンのとこと、今のイオンモールの周辺でございます。

それと、年齢でございますが、高齢者、75歳でございます。

段差につきましては、がたついとつたいうこともあるんですが、3センチ程度でございます。それにつまずかれて転ばれたということでございます。

以上でございます。

○議長（中井元信君）　町長。

○町長（佐藤信治君）　主には歩道の傾斜ですよね。現在バリアフリー化ということで、歩道の改修をしている部分についてそのバリアフリー化を進めてるというふうに認識しておりますが、一遍に今の歩道を全部そういうふうなことができませんので、そういう歩道の改修に合わせてそういう形に変えていくということになるかと思えます。

それから、先ほど段差の話がありましたが、非常に普通見たら3センチいうたら大したことないんですが、判例等でこれ以上あればやっぱり行政的な責任があるというところでこういった示談になったということで御理解をいただきたいというふうに思えます。非常にそういうことですので、先ほど建設部長がお話ししましたように道路

パトロール、そういったことをしっかりやって、そういうことがないように努力をしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中井元信君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） ないようでございますので、本件についての報告を終わります。

続いて、報告第19号、平成27年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてをお願いします。

町長。

○町長（佐藤信治君） 報告19号 平成28年9月7日提出。

平成27年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

平成27年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を算定したので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告する。

府中町長 佐藤信治

詳細についての説明は、企画財政部長が行いますので、よろしくお願いたします。

○議長（中井元信君） 補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君） おはようございます。企画財政部長です。報告第19号、平成27年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを補足して説明いたします。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、監査委員の審査意見を付して議会に報告を行うものです。

裏面をごらんください。

1、平成27年度決算健全化判断比率です。4つの比率がございます。

最初に、実質赤字比率です。これは一般会計と土地取得特別会計において、歳出に対する歳入の不足額、いわゆる赤字額を町の一般財源の標準的な規模をあらわす標準財政規模で除したものです。赤字額はございませんので、指数は「-」で表示しております。

続いて、連結実質赤字比率です。これは町の全ての会計を対象とした実質赤字額の

標準財政規模に対する比率です。全会計ともに赤字額はございませんので、指数は「－」で表示しております。

続いて、実質公債費比率です。これは公債費や算定ルール上公債費に準ずるとされる経費を町の標準財政規模を基本とした額で除したものの3カ年間の平均値です。対象として、一般会計の公債費や下水道事業特別会計への公債費に対する繰出金、一部事務組合への公債費に対する負担金などが計上されております。指数は10.8%となりました。昨年度が12.4%ですので、1.6ポイント下降しております。

主な要因としては、公債費の減少、また町税などの増加に伴う標準財政規模の増加などが上げられます。

続いて、将来負担比率です。これは町が将来的に負担することとなっている実質的な負債に当たる額から負債の償還に充当可能な基金などの額を控除の上、町の標準財政規模を基本とした額で除したものです。対象として、一般会計の地方債残高や下水道事業債の償還に係る繰出見込額、職員の退職手当負担見込額などが計上されております。指数は111.1%となりました。昨年度が130.4%ですので、19.3ポイント下降しております。

一般会計地方債残高は、学校施設耐震化事業の借り入れにより大幅に増加しましたが、算定上充当可能財源として控除される基準財政需要額算入見込額や充当可能基金がそれ以上に増加していることが主な要因となっております。

次に、2、平成27年度決算資金不足比率です。これは下水道事業特別会計における資金不足額、いわゆる赤字額の事業規模に対する比率をあらわしたものです。赤字額はございませんので、指数は「－」で表示しております。

各比率の早期健全化基準や財政再生基準、経営健全化基準は、それぞれ各指数の下の欄に記載しており、いずれの指数も下回っております。

監査委員からは、いずれの比率も早期健全化基準を下回っており、基準を上回った場合に適用される財政健全化計画及び財政再生計画を定める必要がないことが確認されたという審査意見をいただいております。

提出書類の審査意見書の中に算定基礎数値や算定式などが記載されておりますので、御参照ください。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井元信君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) ないようでございますので、本件についての報告を終わります。
次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(中井元信君) 日程第5、第49号議案、府中北交流センター設置及び管理条例の制定についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(佐藤信治君) 第49号議案 平成28年9月7日提出。

府中北交流センター設置及び管理条例の制定について。

府中北交流センター設置及び管理条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、平成28年度中に完成予定の府中北交流センターの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものでございます。

詳細についての説明は、建設部長が行いますので、よろしく申し上げます。

○議長(中井元信君) 補足説明。

建設部長。

○建設部長(梶川幸正君) 第49号議案、府中北交流センター設置及び管理条例の制定について、補足して説明をさせていただきます。

第49号議案参考資料をごらんください。

1の制定の理由でございますが、平成27年度から工事着手しております(仮称)本町住宅・北部総合福祉施設等整備事業につきまして、平成29年度から供用開始に向け、施設の設置及び管理に関し、必要な事項を条例にて定めるものでございます。

では、2の条例の概要を説明させていただきます。

まず、(1)でございますが、施設の名称を府中北交流センターとさせていただき、町営住宅として本町住宅を、拠点施設として児童センター及び集会所をもって構成するものとさせていただいております。

なお、この府中北交流センターという名称につきましては、平成28年4月6日から平成28年5月9日までの間施設名称の公募を行いまして、その募集結果を踏まえ

て公共施設等名称選定委員会で審議、決定された名称で、その審議結果を尊重して本施設名称を府中北交流センターと定めたものでございます。

次に、（２）でございますが、町営住宅の管理につきましては、府中町営住宅設置及び管理条例の規定を準用するものとしております。この本町住宅につきましては、府中北交流センターの３階から５階部分となります。

続きまして、（３）児童センターは、児童に健全な遊びを与えるとともに、児童の健全育成、子育て支援、世代間交流等に関する事業を行うものと定めており、（４）といたしまして、集会所は入居者の会議、集会等の利用に供するとともに、地域に開放し、地域のコミュニティー活動を推進させることを目的として設置をいたしております。

続きまして、（５）町長は、拠点施設の管理を指定管理者に行わせることができると規定の上、（６）にございます指定管理者が行う業務の範囲をこの表のとおりとさせていただきます。児童センターにつきましては、施設・設備の維持管理、使用許可及び取消、事業の実施とさせていただきます、集会所につきましては、施設・設備の維持管理、使用許可及び取消、利用料金の収受を指定管理者が行う業務とさせていただきます。

次に、（７）でございます。拠点施設の休館日は、毎月第３月曜日及び１２月２９日から翌年１月３日までとし、開館時間は、児童センターは午前１０時から午後８時まで、集会所は午前９時から午後９時までとさせていただきます。月ごとの休館日につきましては、南交流センターと若干違いまして、南交流センターでは毎月第３日曜日となっておりますが、北交流センターでは児童センター、集会所とも毎月第３月曜日とさせていただきます。これは両交流センターが同時に休館とならないよう配慮したものでございます。

なお、年末年始の休館日及び開館時間につきましては、南交流センターと同じものとさせていただきます。

続きまして、（８）集会所を設置目的以外のために使用する者及び冷暖房機を使用する者は、別表に定める額の使用料及び冷暖房費を納付しなければならないものとし、その別表を次のとおり定めております。

続きまして、（９）指定管理者の指定その他準備行為は、この条例の施行前においても行うことができるものと附則にて定めております。



(10) 老人集会所栄寿館の代替機能を備える集会所を設置することに伴い、府中町老人集会所設置及び管理条例は廃止するものと、こちらも附則で定めております。これは府中北交流センター1階の集会所が鶴江一丁目9番20号に設置されております老人集会所栄寿館の機能を含めることから、この府中北交流センターの集会所を設置することに伴い、老人集会所栄寿館の施設廃止を規定するものでございます。

最後に、施行期日でございますが、この条例は平成29年4月1日から施行するものとしております。ただし、先ほどの条例の概要、(9)で説明いたしました指定管理者の指定その他準備行為に係る規定については、公布の日から施行するものとしております。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(中井元信君) ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(中井元信君) 日程第6、第44号、平成28年度府中町一般会計補正予算(第3号)を議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(佐藤信治君) 第44号議案 平成28年9月7日提出。

平成28年度府中町一般会計補正予算(第3号)

平成28年度府中町の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億7,770万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ217億2,604万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

府中町長 佐藤信治

詳細につきましては、企画財政部長が説明を行いますので、よろしくお願いたします。

○議長(中井元信君) 補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長(高石寛智君) 第44号議案、平成28年度府中町一般会計補正予算(第3号)について、補足して説明いたします。

歳入歳出補正予算を歳入歳出補正予算事項別明細書により説明いたします。

9ページをごらんください。歳入です。

款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 災害復旧費国庫負担金、林業施設災害復旧事業費負担金は、歳出災害復旧費に補正計上しております林業施設災害復旧事業の特定財源で、711万5,000円の増額補正です。負担率は10分の6.5です。

次に、款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整積立基金繰入金、財政調整積立基金からの繰入金は、本補正予算で不用となる基金繰入財源6,262万6,000円について減額補正するものです。

次に、款 繰越金、項 繰越金、目 繰越金、繰越金は、平成27年度の本会計の歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した決算剰余金を繰り越すものです。決算剰余金は4億2,926万円ですが、当初予算に2億円を計上しておりますので、差し引き2億2,926万円の増額補正を行います。

10 ページです。

款 諸収入、項 雑入、目 雑入、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金は、二酸化炭素削減対策に係る事業に対し、一般社団法人低炭素エネルギー技術事業組合から補助されるもので、補助率10分の10、216万円の増額補正です。歳出衛生費に補正計上しております協働型環境づくり事業の特定財源です。

次に、款 町債、項 町債、目 土木債、狭あい道路整備等促進事業債は、歳出土木費に減額補正計上しております狭あい道路整備等促進事業の特定財源で、160万円の減額補正です。

続いて、目 災害復旧債、林業施設災害復旧事業債は、歳出災害復旧費に補正計上しております林業施設災害復旧事業の特定財源で、340万円の増額補正です。

11 ページから歳出です。

款 総務費、項 総務管理費、目 財政管理費、財政調整積立基金積立金事業は、平成27年度の本会計などの決算剰余金について、法令に基づきその2分の1相当額を財政調整積立基金積立金として積み立てるものです。積み立てる額は2億1,469万5,000円ですが、当初予算に1億円を計上しておりますので、差し引き1億1,469万5,000円の増額補正を行います。

続いて、目 諸費、過誤納還付金事業は、平成27年度に実施した臨時福祉給付金事業並びに子育て世帯臨時特例給付事業により収入した国庫支出金の精算に伴い還付を行うもので、過誤納還付金453万円の増額補正です。

次に、款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉総務費、国民健康保険特別会計繰出金（事務費等）事業は、国民健康保険特別会計の補正に伴い、国民健康保険特別会計繰出金として必要な一般財源を繰り出すもので、9,552万8,000円の増額補正です。

続いて、目 障害福祉費、障害福祉一般事務事業は、福祉課において障害者福祉事務に係る事務量の増加から、現職員の時間外勤務が増加しているため、10月以降嘱託員1名を雇用し対応を図るもので、報酬並びに共済費合計102万9,000円の増額補正です。

12 ページです。

款 衛生費、項 保健衛生費、目 予防費、予防接種事業については、法令改正により本年10月1日から生後1歳未満の乳幼児を対象にB型肝炎の予防接種が定期接

種化されることとなったため、各種予防接種委託料及び関係事務費などについて合計 935万2,000円の増額補正を行うものです。

続いて、目 環境総務費、協働型環境づくり事業は、二酸化炭素削減ポテンシャル診断委託料216万円の増額補正です。これは二酸化炭素の削減や節電などを視点に施設の現状を踏まえつつ環境に優しい設備の導入や運用方法について専門機関から診断、提案を受け、今後の方針計画の参考とするものです。対象は福寿館と府中小学校の2施設です。

次に、款 農林業費、項 林業費、目 林業振興費、水分峡森林公園等維持管理事業は、合計239万1,000円の増額補正です。施設修繕料は、本年4月の降雨により、長尾林道において土砂の流入や倒木などの被害が生じたところですが、その応急措置に費用を要したことから、当初予定していた水分峡森林公園のグレーチングやトイレなどの修繕が実施できなくなったため、今回192万1,000円を補正し、対応するものです。また、施設用備品は水分峡森林公園に未設置であったAEDを配備するもので、47万円の増額補正です。

13ページです。

款 土木費、項 道路橋りょう費、目 道路新設改良費、狭あい道路整備等促進事業は、今年度の要望状況を踏まえ、不要となる額が発生することから、合計376万6,000円を減額補正するものです。

なお、当事業の減額に伴い減額となる国庫支出金188万3,000円については、今回教育費において増額補正を行う公民館等施設耐震化事業の財源として振りかえを行います。

次に、項 都市計画費、目 公共下水道費、下水道事業特別会計繰出金（補助）事業は、下水道事業特別会計の補正に伴い、不用となる一般財源を減額するもので、下水道事業特別会計繰出金8,042万8,000円の減額補正です。

14ページです。

項 住宅費、目 住宅施策費、住環境改善事業は、耐震改修促進計画改定委託料の入札残188万2,000円を減額補正するものです。

なお、当事業の減額に伴い減額となる国庫支出金94万1,000円については、今回教育費において増額補正を行う公民館等施設耐震化事業の財源として振りかえを行います。

次に、款 消防費、項 消防費、目 消防施設費、消防団施設整備事業は、消防団第3分団詰所新築工事816万6,000円の増額補正です。当該工事については、当初予算額4,074万8,000円により本年5月指名競争入札を実施したものの不落となったため、設計内容の見直しや指名業者の入れかえを行うなどさらに2回の入札を実施しましたが、落札には至りませんでした。価格調査を行ったところ、技術者の不足による労務費の高騰が主な要因であったため、今回実勢価格に沿う積算方法で設計を見直す必要が生じたことから、増額補正を行うものです。

15ページです。

款 教育費、項 教育総務費、目 事務局費、教育一般事務事業は、現在学校教育課において1名病気休暇中であることから、現職員の時間外勤務が増加しているため、10月以降嘱託員1名を雇用し、対応を図るもので、報酬並びに共済費合計102万9,000円の増額補正です。

続いて、学校運営改善対策事業は、第三者委員会12回分の開催経費として5月臨時議会において総額312万9,000円の議決をいただきましたが、活発な調査、議論が行われていることから、既に当該予算を執行したところですが、本議会以降、さらに14回の開催を想定し、委員に対する謝礼や旅費、また臨時事務員の雇用経費や会議録の作成経費などの事務費について、合計491万5,000円の増額補正を行うものです。

次に、項 社会教育費、目 公民館費、公民館施設耐震化事業は、府中公民館と歴史民俗資料館の耐震診断を実施するもので、府中公民館等施設耐震診断委託料904万4,000円の増額補正です。実施計画では平成29年度に予定しておりましたが、今回土木費において減額補正を行う狭あい道路整備等促進事業並びに住環境改善事業の国庫支出金減額相当額を当事業に振りかえて活用することが可能であることから、前倒しを行い事業化を図るものです。

16ページです。

款 災害復旧費、項 農林業施設災害復旧費、目 林業施設災害復旧費、林業施設災害復旧事業は、本年6月22日から23日にかけて降った大雨の影響により、呉娑々宇林道においてのり面の崩落や道路の陥没など被害が発生していることから、その復旧を行うもので、林道災害復旧工事1,094万6,000円の増額補正です。

それでは、3ページにお戻りください。3ページは繰越明許費です。

款 消防費、項 消防費、事業名、消防団施設整備事業は、4,891万4,000円の繰り越しです。

事業内容は、先ほど歳出予算補正において御説明させていただいた消防団第3分団詰所新築工事で、工期的に今年度の事業完了が見込めないことから、歳出予算補正額を含む全額について繰り越しを行うものです。

次に、4ページです。4ページは債務負担行為補正です。

追加としまして、府中北交流センター集会所管理委託料は、期間、平成28年度から平成30年度まで、限度額929万8,000円です。

現在建設中の府中北交流センターの集会所について、その使用受付や清掃など維持管理業務を委託するもので、今年度中に契約などの諸準備を整える必要があることから、債務負担行為を設定するものです。

年度別の内訳は、平成29年度、平成30年度ともに464万9,000円です。

次に、児童センター管理運営委託料（その2）は、期間、平成28年度から平成30年度まで、限度額3,995万4,000円です。

現在建設中の府中北交流センターの児童センターについて、児童の健全育成や子育て支援など各種事業の実施運営を委託するもので、今年度中には契約などの諸準備を整える必要があることから、債務負担行為を設定するものです。

年度別の内訳は、平成29年度、平成30年度ともに1,997万7,000円です。

次に、小学校空調工事設計業務委託料は、期間、平成28年度から平成29年度まで、限度額2,800万円です。これは小学校の普通教室などに空調設備を設置する工事に係る実施設計を行うもので、工期が2カ年にわたることから債務負担行為を設定するものです。

小学校への空調の設置については、実施計画において平成29年度に設計、平成30年度に工事を予定しておりましたが、平成30年の夏季には稼働できるよう計画を前倒しすることとし、今年度に設計に着手するとともに来年度に工事を行うことにより、志を持ち、未来へ挑戦する児童の学びの環境を早期に整えるものです。

次に、中学校給食調理業務委託料は、期間、平成28年度から平成31年度まで、限度額5,657万4,000円です。

府中緑ヶ丘中学校の給食調理業務の委託について、今年度で3年にわたる契約期間

が終了するに当たり、来年度からさらに3年間委託を実施するため、今年度中には業者選定などの諸準備を整える必要があることから、債務負担行為を設定するものです。

年度別の内訳は、平成29年度が1,857万6,000円、平成30年度が1,880万3,000円、平成31年度が1,919万5,000円です。

次に、5ページは地方債補正です。

追加としまして、起債の目的は林業施設災害復旧事業、限度額は340万円です。

起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりで、当初予算の他事業と同様です。

次に、6ページです。地方債の変更です。

狭あい道路整備等促進事業の限度額は、補正前が370万円、補正後が210万円です。

起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と補正後で変更はございません。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中井元信君） ただいまの説明に対し質疑を行います。質疑は11ページから16ページまでの歳出からページごとに行います。

まず、11ページで質疑ございますか。11ページです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、次に12ページで質疑ございますか。

17番梶川議員。

○17番（梶川三樹夫君） 12ページの協働型環境づくり事業というのがありますが、ちょっと詳しく説明をしていただきたいと思います。

○議長（中井元信君） 答弁。

環境課長。

○環境課長（屋敷 学君） ただいまの質問にお答えいたします。

二酸化炭素削減ポテンシャル診断といいますのは、施設が使用します電気、ガス、ガソリン等のエネルギーの利用量をまず調査をいたします。そして、効率的な使用の仕方、例えば不要な照明の消灯、あるいは機器の点検や清掃など、そういった助言をいただきます。そして、さらにボイラーやLED照明器具、あるいは給湯や空調などの高い効率性のある機器への更新の提案等をしていただき、二酸化炭素がどれぐらい削減するかというその効果を試算していただくものでございます。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 3番繁政議員。

○3番（繁政秀子君） 関連ですが、福寿館と小学校、府中小学校だけでいいんですか、そういうの。何でもこういうことをせにゃいけんというのがどこから来たんですか。どこから来て、こういう調査をしてくださいよっていうのがどこから来てこういうことをせにゃいけんようになった。今までずっと小学校やら公民館やら何十年って60年も使っとるが、こういうふうなことをしましよっていうのは来やしませんよ。だから、どこからどういように調査をするように言うてきたんなら、そこから補助金でも出たのか、そういうところもちゃんと説明してください。

○議長（中井元信君） 環境課長。

○環境課長（屋敷 学君） 補助事業につきましては、環境省がまずこの事業を計画いたしまして、一般社団法人低炭素エネルギー技術事業組合というところがこの環境省からの交付決定を受けています。うちの職員のほうがこの二酸化炭素削減についてどんな事業ができるかと考えたところ、環境省のホームページを調べたところ、10分の10の補助があるというところで、この診断事業に実施したいということで予算計上をお願いしたところでございます。

福寿館と府中小学校につきましては、ここ最近、直近になりまして施設の改修の計画があるということ、そして府中小学校につきましては給食棟のボイラーの改修計画があるということがありましたので、まずこの2施設を診断させていただきたいということでお願いをしております。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 3番繁政議員。

○3番（繁政秀子君） それでしたら、これから全部ほかの施設も続けていくんだと思うんですが、環境省のほうが10分の10、全部補助してくれるということになるんですか。

○議長（中井元信君） 環境課長。

○環境課長（屋敷 学君） 単年度の事業として、また来年度環境省がこの事業に対して10分の10補助がつくかどうかまだ未透明でありますので、補助がつくのであれば率先して手を挙げていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中井元信君） 4番益田議員。

○4番（益田芳子君） 予防接種事業に関してちょっとお伺いいたします。

委託料等ございますけども、これB型肝炎、1歳未満になっておりますが、何名ぐらいおられますか。

○議長（中井元信君） 答弁。

健康推進課長。

○健康推進課長（長西弘子君） 今年度の4月1日以降の出生の方が対象で、満1歳までに3回の接種が必要となっております。対象者の数は552名を見込んでおり、接種の回数が1,426回を見込んでおります。

以上です。

○議長（中井元信君） ほかになければ、次に13ページで質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、次に14ページで質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、次に15ページで質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、次に16ページで質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、次に歳入について質疑を行います。9ページ、10ページの歳入について、一括で質疑ございますか。

8番西議員。

○8番（西 友幸君） 10ページの狭あい道路の削減がされてますけど、現実町長も議員の皆さんも住んでよかった、住みよい町を頭に掲げられているんですが、実際総社会館の裏とか、それから繁政さんの御自宅の下のほうとか、それ以降また反対側です、挟んで、それとか多家神社から一方通行、それ両脇に入る道があるんですが、すごく狭いです。本当。軽で回っても、例えばドアミラーを引っ込めんと通れないとか。例えば、私だったらもうあそこは水路があるんですよ、総社会館の裏なんかに。そこへグレーチングをしてちょっと広うしようかとか、そういう考えが頭に浮かばないのか。住んでよかった町をつくらういうてみんな言いよるんじゃないですか。減らすとは何事ですか。私、10倍か20倍にしてもええぐらいじゃ思うてますよ、現実

に。皆さん救急車が入らん道しょっちゅう通られてるんですよ。そこら辺どう考えられとるのかちょっと聞きたいです。本当頭にきてますけど、このことについては。減らすんじゃないしに、逆にふやしていかないけんのじゃないか思う。住みよい町をつくるんが我々行政を預かっとするもの務めじゃないかと思っとするんですが、逆に減らしていっとする。けしからん、本当に。ちょっと答えてください。

○議長（中井元信君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（梶川幸正君） この狭あい道路の整備事業といいますのは、今回予算措置をさせていただいてるのは、一応申し出があった部分について対応をさせていただく。用地の取得とかそういう部分で対応させていただくと。そして、今回の今年度の見込みといたしましては、ある一定の予算を残して不用分について落とさせていただいてるものでございます。先ほどのグレーチングのふたがけとかいう部分につきましては、優先順位を考えながら検討してまいりたいと考えております。

狭あい道路の地区、今は本町地区を当然やっておりますんで、埃宮さんの向こうとかそういう部分は対象外となっております。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 8番西議員。

○8番（西 友幸君） 私はね、そこの今言われとるところよくわかるですよ。多家神社の反対側のところを減らしたということようわかるんですよ。でも、我々議員は町全体のことを考えとるわけなんですよ。

例えば、今言うた多家神社のところすごく狭い。例えば、多家神社を左に曲がってこう宮の町のほうにおりる道。そこに側溝あります。すごく狭いです。そこに側溝を設けてグレーチング等したら、それ例えば40～50センチ、30センチぐらい、30～40センチ広がります。そこら辺のことが頭に浮かばないんとか、何でそこをせんのかと、それ私いつも不思議に思うとるんじやが、今多家神社のところ国から予算が出とるから減らしたと。それは細かな問題ですよ、本当。大まかな府中全体のことを私言いよるんであって、その狭あい道路の狭い道ですね。それを私は言っただけであって、そこらをちょっと工夫して、例えばグレーチングをやるとかね、早急にやらんと、そこできょう補償で出たように、ちょっとした段差があったとかそういう問題どころじゃない。人命にかかわる。救急車が入らん。そういうことを私言いよ

るだけであって、狭い道の狭あい道路を広くしてくださいと言っとるわけであって、多家神社のところを限って言いよるわけじゃない。多家神社のところはよくわかった上で質問しよるわけなんですよ。ほかの議員さんの方どう思われます。狭いところいっぱいあるじゃないですか。救急車も入らんような。例えば、そこで病気になって救急車入らんかっておくれて死亡されたと。これ町の責任で補償するんですか、ほいじゃあ。グレーチングで……

○議長（中井元信君） 西議員、御要望というか、西議員が訴えられてることは確かにそのとおりだと思いますが、ちょっと提案理由と若干外れておりますので、また提案議案についてまた場所をかえて質問いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○8番（西 友幸君） はい、わかりました。

○議長（中井元信君） ありがとうございます。ほかになければ、次に。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、次に3ページの第2表、繰越明許費について質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、次に4ページの第3表、債務負担行為補正について質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、次に5ページ、6ページの第4表、地方債補正について質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定をいたしました。

次に参ります。

~~~~~〇~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第7、第45号議案、平成28年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第45号議案 平成28年9月7日提出。

平成28年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成28年度府中町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,903万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億5,261万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 佐藤信治

詳細についての説明は、企画財政部長が行いますので、よろしくお願いたします。

○議長（中井元信君） 補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君） 第45号議案、平成28年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、補足して説明いたします。

歳入歳出補正予算を歳入歳出補正予算事項別明細書により説明いたします。

5ページをごらんください。歳入です。

款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 高額医療費共同事業負担金、高額医療費共同事業負担金は、歳出共同事業拠出金に補正計上しております高額医療費共同事業拠出金事業の特定財源で、787万6,000円の増額補正です。負担率は4分の1です。

次に、款 療養給付費等交付金、項 療養給付費等交付金、目 療養給付費等交付金、過年度分は、平成27年度に交付を受けた療養給付費等交付金の精算に伴い、社

会保険診療報酬支払基金から追加交付を受けるもので、740万7,000円の増額補正です。

次に、款 県支出金、項 県負担金、目 高額医療費共同事業負担金、高額医療費共同事業負担金は、国庫支出金と同様高額医療費共同事業拠出金事業の特定財源で、787万6,000円の増額補正です。負担率は4分の1です。

6ページです。

款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金、その他一般会計繰入金は、本補正予算で必要となる一般財源を措置するもので、9,552万8,000円の増額補正です。

次に、款 繰越金、項 繰越金、目 繰越金、繰越金は、平成27年度の本会計の決算剰余金を繰り越すもので、35万2,000円の増額補正です。

7ページから歳出です。

款 後期高齢者支援金等、項 後期高齢者支援金等、目 後期高齢者支援金、後期高齢者支援金事業は、今年度の社会保険診療報酬支払基金からの通知額が当初予算額を上回ったので、後期高齢者支援金として不足額3,551万円を増額補正するものです。

次に、款 共同事業拠出金、項 共同事業拠出金、目 高額医療費共同事業拠出金、高額医療費共同事業拠出金事業は、今年度の広島県国民健康保険団体連合会からの通知額が当初予算額を上回ったので、高額医療費共同事業拠出金として不足額3,150万5,000円を増額補正するものです。

8ページです。

款 基金積立金、項 基金積立金、目 国民健康保険基金積立金、国民健康保険基金積立金事業は、平成27年度の本会計の決算剰余金について、法令に基づきその2分の1相当額を国民健康保険基金積立金として積み立てるもので、17万6,000円の増額補正です。

次に、款 諸支出金、項 償還金及び還付加算金、目 償還金、療養給付費等負担金返還事業は、平成27年度に交付を受けた療養給付費等負担金の精算に伴い、療養給付費等負担金返還金として国に返還するもので、5,184万8,000円の増額補正です。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中井元信君） ただいまの説明に対し質疑を行います。質疑は5ページから8ページまでの歳入歳出を一括で行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第8、第46号議案 平成28年度府中町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第46号議案 平成28年9月7日提出。

平成28年度府中町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度府中町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

府中町長 佐藤信治

詳細についての説明は、企画財政部長が行いますので、よろしくお願いたします。

○議長（中井元信君） 補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君） 第46号議案、平成28年度府中町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、補足して説明いたします。

本補正は、歳入予算のみの補正となっております。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明いたします。

5ページをごらんください。歳入です。

款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金、一般会計からの繰入金は、本補正予算で不用となる一般財源8,042万8,000円について、減額補正するものです。

次に、款 繰越金、項 繰越金、目 繰越金、繰越金は、平成27年度の本会計の決算剰余金を繰り越すもので、12万8,000円の増額補正です。

次に、款 町債、項 町債、目 事業債、資本費平準化債は、8,030万円の増額補正です。この起債は、下水道施設整備事業債について、その償還期間が一般的に施設の減価償却期間より短いことから、国が定めた算定方法に基づいた一定の額を当該期間を勘案し、さらに借り入れることができるもので、償還費の平準化を図ることが可能です。従前から借り入れを行っているところですが、今年度減価償却費相当額などその算定方法が大きく変更されたことから算定した結果、当該予算額に対し増額となったため、補正を行うものです。

6ページ、歳出です。

款 公債費、項 公債費、目 元金、長期借入金元金償還金事業は、資本費平準化債の充当増に伴う財源振替のみで、補正額はございません。

次に、2ページにお戻りください。2ページは地方債補正です。

変更としまして、下水道事業の限度額は、補正前が3億9,840万円、補正後が4億7,870万円です。起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と補正後で変更はございません。

以上で補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（中井元信君） ただいまの説明に対し質疑を行います。質疑は5ページ、6ページの歳入歳出及び2ページの第2表、地方債補正について、一括で質疑ございますか。

8番西議員。

○8番（西 友幸君） すみません、ちょっとお尋ねしてみるんですが、今下水道事業
ですね。全体の残りが何%ぐらい残ってるのかなと思ってるんですが、その辺がわか
れば教えていただきたいんですが。

○議長（中井元信君） 下水道課長。

○下水道課長（原田 司君） 今人口普及率が91.2%程度になっておりますので、
あと10%程度となっております。

以上です。

○議長（中井元信君） ほかになければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定
いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第9、第47号、平成28年度府中町介護保険特別会計補  
正予算（第2号）を議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第47号議案 平成28年9月7日提出。

平成28年度府中町介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成28年度府中町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところ  
による。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,100万7,000円を追加  
し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億5,435万6,000円とす  
る。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳



出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 佐藤信治

詳細につきましてはの説明は、企画財政部長が行いますので、よろしく申し上げます。

○議長（中井元信君） 補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君） 第47号議案、平成28年度府中町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、補足して説明いたします。

歳入歳出補正予算を歳入歳出補正予算事項別明細書により説明いたします。

5ページをごらんください。歳入です。

款 支払基金交付金、項 支払基金交付金、目 介護給付費交付金、過年度分は、平成27年度に交付を受けた介護給付費交付金の精算に伴い、社会保険診療報酬支払基金から追加交付を受けるもので、287万円の増額補正です。

次に、款 繰入金、項 基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金は、本補正予算で不用となる基金繰り入れ財源568万6,000円について減額補正するものです。

次に、款 繰越金、項 繰越金、目 繰越金、繰越金は、平成27年度の本会計の決算剰余金を繰り越すもので、5,382万3,000円の増額補正です。

6ページ、歳出です。

款 基金積立金、項 基金積立金、目 介護給付費準備基金積立金、介護給付費準備基金積立金事業は、平成27年度の本会計の決算剰余金について、法令に基づき、その2分の1相当額を介護給付費準備基金積立金として積み立てるもので、2,691万3,000円の増額補正です。

次に、款 諸支出金、項 償還金及び還付加算金、目 償還金、国庫支出金等過年度分返還事業は、平成27年度に交付を受けた介護給付費負担金や地域支援事業交付金などの精算に伴い、過年度分償還金として国や県などに返還するもので、2,409万4,000円の増額補正です。

以上で補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（中井元信君） ただいまの説明に対し質疑を行います。質疑は5ページ、6ページの歳入歳出を一括で行います。

質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) なければ、以上をもって質疑を終わります。  
討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) なければ、お諮りします。  
本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定  
いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(中井元信君) ここで休憩に入ります。再開は11時20分からといたします。
休憩。

(休憩 午前11時05分)

(再開 午前11時20分)

○議長(中井元信君) 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長(中井元信君) 日程第10、第48号議案、府中町税条例等の一部改正につい  
てを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(佐藤信治君) 第48号議案 平成28年9月7日提出。

府中町税条例等の一部改正について。

府中町税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する等の法律及び所得税法等の  
一部を改正する法律の施行に伴い、府中町税条例等の一部を改正するものでございま  
す。

詳細にわたる説明は、総務部長が行いますので、よろしく申し上げます。

○議長(中井元信君) 補足説明。

総務部長。

○総務部長（寺尾光司君） 第48号議案、府中町税条例等の一部改正についてを補足して説明をいたします。

議案書の最終ページの第48号議案参考資料のほうをごらんください。

1の改正の趣旨でございますが、地方税法等の一部を改正する等の法律及び所得税法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、府中町税条例等の一部を改正するというものでございます。

2の主な改正事項の概要ですが、改正条例は2条立ての条例となっております。

(1)第1条で府中町税条例の一部改正、(2)の第2条は第1条の改正に伴い必要となる字句の整理をさせていただくもので、昨年3月31日に公布いたしました府中町税条例等の一部を改正する条例の経過措置の一部を改正させていただくというものでございます。

それでは、改正の内容でございます。

(1)第1条、町民税関係でございますが、ア、納税者が納期限内に申告・納付した後に減額の更正があり、さらにその後増額の更正があった場合の延滞金については、当初の納期限の翌日から増額更正に係る納期限までの期間を控除して計算することとされたことに伴う所要の規定の整備を行わせていただくというものでございます。

なお、延滞金とは、納期限までに完納しない場合に遅延利子の意味で課せられる徴収金のことでございます。

この改正は、平成26年12月12日の最高裁判所の判決に基づく国の法改正に準じた条例改正を行うという内容でございます。大変まれなケースでございますが、期限内に申告・納付をし、その後減額の更正があり、還付金交付された後、再度今度は当初納税額以下の額の範囲内で増額の更正があった場合、現行では増額更正に係る延滞金は減額更正前の当初の納期限の翌日から期間計算し始め、さらに増額更正後の納期限前の納付であっても、その納付日までが延滞金の計算期間に含まれるものとなっておりますが、これを増額の更正処分の納期限までの期間に係る延滞金は発生しないというものに改正するという内容でございます。

続きまして、イでございます。これは町独自の改正となります。町内に事業所等を有する法人に課税する法人町民税は、法人税割額と均等割額があります。その法人税割額を決定する場合において、当該法人が中小法人等に対する不均一課税、税率は

100分の9.7ですが、これの適用法人であるか、また非適用、非適用の場合は税率は100分の12.1ですが、この非適用の法人であるかを判定する際に用いる資本金等の額の定義を、均等割の税率適用区分を決定する際に用いる資本金等の額の定義と同一のものとするという改正でございます。

これまで法人税割における資本金等の額は、法人税法の規定による法人が株主等から出資を受けた金額としておりました。一方、均等割における資本金等の額は、地方税法に基づき、資本金の額から無償増資額等を加え、欠損補填金額等を控除した額を資本金等の額と定めております。同じ資本金等の額という字句の定義が法人税割と均等割でそれぞれ根拠となる法律が違い、また内容も異なっておりました。今回の改正は、法人税割における資本金等の額の定義を均等割における定義に合わせるもので、条文字句、解釈の整合性を図るという内容でございます。

なお、現在申告されている法人におきまして、この定義改正に伴い中小法人の適用がなくなる法人はなく、現状では影響はありません。

続きまして、ウでございます。海外の金融機関等に係る利子等所得及び海外株式等に係る配当等所得を分離課税とするという内容でございます。これは国際課税に係るもので、所得税法等の一部改正により改正されました外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律に基づく改正でございます。

この法律は、平成27年11月に日本と台湾の日台民間租税取決めが結ばれ、その内容を日本で実施するための国内法であり、外交関係のない外国、具体的には台湾ですが、この外国との相互主義に基づき、その国との間で二重課税の排除等をするために制定されたというものでございます。このうち住民税に係るものを今回条例化させていただくという内容でございます。

具体的には、日本国内の居住者が海外、今回は台湾ですが、の金融機関等から国内において支払いを受ける利子や配当等の所得を得る場合には、総合課税でなく分離課税にするという内容でございます。

続いて、(2)の改正条例第2条による一部改正でございますが、(1)のアの改正、延滞金の計算期間の見直しに関する改正におきまして、町税条例第19条の条文を改正することに伴い、これを引用しております昨年3月31日に公布しました町税条例の一部を改正する条例中の旧3級品の紙巻きたばこに係る特例税率を段階的に廃止する経過措置の規定の一部を改正させていただくものでございますが、条文中の字

句の整理を行うものでございまして、内容の変更はございません。

次に、3の施行期日等でございます。改正条例の施行期日は、地方税法等の一部を改正する等の法律等に合わせ、平成29年1月1日としております。

(2)経過措置でございますが、アです。2の(1)のア、延滞金の計算期間の見直しにつきましては、施行日以後に納期限が到来する町民税に係る延滞金について適用をいたします。

イです。2の(1)のイ、資本金等の額の定義の統一でございますが、施行日以後に開始する事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前のものについては、なお従前の例によることといたしております。

ウです。2の(1)のウ、海外、台湾の金融機関等に係る利子、配当所得等の分離課税につきましては、施行日以後に支払いを受けるべき利子等または配当等に係る個人の町民税に適用するという内容でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議の方よろしくお願いいたします。

○議長(中井元信君) ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(中井元信君) 日程第11、第50号議案、府中町営住宅設置及び管理条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第50号議案 平成28年9月7日提出。

府中町営住宅設置及び管理条例の一部改正について。

府中町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、子育て中の世帯が、子育てに適すると認める町営住宅に優先して入居できるようにすることにより、良質な住宅供給を実現するため、府中町営住宅設置及び管理条例の一部を改正するものでございます。

詳細にわたる説明は、建設部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中井元信君） 補足説明。

建設部長。

○建設部長（梶川幸正君） 第50号議案、府中町営住宅設置及び管理条例の一部改正について、補足して説明をさせていただきます。

第50号議案参考資料をごらんください。

1の改正の趣旨でございますが、子育て中の世帯が、子育てに適すると認める町営住宅に優先して入居できるようにすることにより、良質な住宅供給を実現するため、府中町営住宅設置及び管理条例の一部を改正するものでございます。

2の改正事項の概要でございます。

1点目でございますが、期限付入居といたしまして第6条の2を追加し、町長は周辺地域の状況等を考慮して、特に子育てに適すると認める町営住宅を子育て世帯向け住宅と定義しまして、この子育て世帯向け住宅につきましては、同居親族のうち最も年齢の低い者が18歳に達する日以後の最初の3月31日までに限って入居させることができるとさせていただいております。

2点目でございますが、第9条中に第3項を追加して、町長は子育て世帯向け住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該住宅の入居期限を通知するものといたしております。

これらの条例改正につきましては、児童センターを併設する本町住宅の運営を見込んで入居条件及び手続を定めているものでございます。

具体的には、本町住宅の入居者募集を行う際に、高校3年生となる18歳に達する日の年度末までの子どもを養っておられる世帯を対象とした子育て世帯向け住宅の入居枠を半数程度確保し、募集を行うことを想定をしております。この子育て世帯向け

住宅の枠で入居が決定した際には、その方へ子どもが18歳に達した日の年度末には町営住宅を退去しなければならない旨の通知を町が行い、この通知内容に係る同意を誓約書として提出していただくものとしております。

府中北交流センターは、児童の健全育成、子育て支援、世代間交流に資する施設であり、これは町民の皆様が安心して子育てができる住環境を整える住宅施策の一環でもございます。この府中北交流センター内に設置する本町住宅は、入居者の方々にとって特に子育て面で安心して生活が送れるものと考えております。よって、この本町住宅では、子育て世帯とその他の世帯の募集を区分して、子育て世帯の方々には住宅の枠を特別に半数程度確保して入居していただき、高校卒業といったいわゆる子育ての節目を迎えた際には、次世代の子育て世帯へバトンタッチという形で町営住宅を譲っていただき、子育て世帯の入居の機会を確保し、継続していくものでございます。

続きまして、施行期日につきましては公布の日から施行するものとさせていただきます。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（中井元信君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

3番繁政議員。

○3番（繁政秀子君） いい条例改正をしていただいて、まことにありがとうございます。なかなかこの母子住宅がなくなるときに一生懸命訴えたんですが、このような形にさせていただいて、皆さん大変喜ばれると思います。

ですが、20のうち10を子育ての家庭に。あと10ですが、今住民の皆さんの中ではなかなか町営住宅へ入りにくいと。もう早うから募集、いつあるんかというような問い合わせが参っております。中には町営住宅、向こうのね、鶴江の町営住宅に入っ
ていらっしゃる人が優先的に入れるんじゃないんかねというような人もいらっしゃるから、そういうことはないじゃろうと、ずっとその人が町営住宅に入れるようなことはないだろと言ったんですが、間違っ
とったらいけませんので、その辺をはっきり聞いときたいと思います。

それから今度は、できれば前にも言いましたが、お年寄りで1人で暮らされとるような人が入れるような部屋がつくってあるかどうか知りませんが、そういう人たちにも優先的に喜んでもらえるような部屋をつくってもらったらいいなと思うんです

が、その点はいかがですか。

○議長（中井元信君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（梶川幸正君） 先ほどの今の現鶴江住宅の関係でございますが、ここは老朽化に伴って解体の方向に向けております。したがって、この方を今の本町住宅に移っていただいてその後解体をし、県のほうへ河川敷でございますので、一応返還するという形をとっております。ですから、今20戸あるうちの4戸はそういう形でございます。

それと、今の1人世帯という部分でございますが、今ワンルームの高齢者とか障害者を対象とした部屋を4つ確保しております。4戸ですね。この分で優先順位を困窮度をつけながら判定をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中井元信君） ほかになければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第12、第51号議案、府中町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第51号議案 平成28年9月7日提出。

府中町国民健康保険税条例の一部改正について。

府中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治



提案理由でございますが、所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、府中町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

詳細にわたる説明は、総務部長が行いますので、よろしく申し上げます。

○議長（中井元信君） 補足説明。

総務部長。

○総務部長（寺尾光司君） 第51号議案、府中町国民健康保険税条例の一部改正についてを補足して御説明をいたします。

議案書最終ページの第51号議案参考資料のほうをごらんください。

改正の趣旨でございます。所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、府中町国民健康保険税条例の一部を改正するという内容でございます。

改正事項の概要ですが、海外の金融機関等に係る利子等所得及び海外株式等に係る配当等所得の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるという内容でございます。先ほど第48号議案、府中町税条例等の一部改正の（1）のウで御説明をいたしました住民税で分離課税をいたします日本国内の居住者が、海外、具体的には台湾ですが、海外の金融機関等から国内において支払いを受ける利子や配当等の所得の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるという内容でございます。

次に、3の施行期日等でございますが、所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行期間を定める政令に合わせまして、平成29年1月1日としております。ただし、改正後の規定は施行日以後に支払いを受けるべき利子等または配当等に係る国民健康保険税に適用するという内容でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（中井元信君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第13、第52号議案、工事請負契約の締結についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第52号議案 平成28年9月7日提出。

工事請負契約の締結について。

次の工事の契約を締結することについて、議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第25号）第2条の規定により議会の議決を求める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、地方自治法第96条第1項第5号の規定により条例で定める契約を締結するためでございます。

詳細にわたる説明は、建設部長が行いますので、よろしく申し上げます。

○議長（中井元信君） 補足説明。

建設部長。

○建設部長（梶川幸正君） 第52号議案、工事請負契約の締結について補足して説明をさせていただきます。

工事名、府中緑ヶ丘中学校空調工事、工事場所、府中町緑ヶ丘3番18号、請負金額、5,378万4,000円、請負人、福山市松浜町四丁目2番22号 株式会社三共冷熱でございます。仮契約年月日は平成28年8月30日で、工期は議会の議決のあった日の翌日から平成29年5月31日まででございます。

それでは、工事内容について説明をさせていただきます。

この工事は、緑ヶ丘中学校の普通教室に空調設備を設置するもので、平成29年5月末に竣工し、同年の夏季から使用開始をする予定としております。

第52-1号議案参考資料、府中緑ヶ丘中学校空調工事をごらんください。

左上の配置図、その下に断面詳細図、右側に2階から4階の平面図と南立面図を表示しております。

工事概要でございますが、右側の平面図に表示しております2階から4階部分の各学年8教室、普通教室24室に空調機を設置をいたします。室内機は各室2台で、合計48台となります。室内機の設置場所は、左下の断面詳細図のとおり既設教室の構造上天井内に設置するスペースがありませんので、天つり型となっております。

次に、室外機及び配管は、右下の南立面図に表示をしております。室外機は3教室対応用が4台、4教室対応用が3台で、合計7台設置をいたします。室外機の設置場所については、1台290キログラム、総重量2,300キログラムと重量があるため、屋上に設置する場合、耐震上や防水等のメンテナンス上からも不利となるため、地上への設置としております。

また、配管ルートに関しましては、既存建物に設備を追加することから、天井内などに配管するにははりや床を貫通させる必要があり、建物の強度とコストの問題からやむなく露出配管となっておりますが、外観上からはスリムダクトを設置し、できるだけ違和感のないよう配慮する予定としております。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中井元信君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

16番中村武弘議員。

○16番（中村武弘君） まず、メーカー名を教えてください。それから、ランニングコストというか電気代ですよね。

それと、今説明がありましたように天つりになるということで、基本的には左側から冷たいとか熱いとかが出て右側のほうに偏るはずなんですけど、これはほいじゃけ多分今まで扇風機がついとるはずなんですよね。これはそのまま置くのか、撤去するのか。とりあえず以上を質問します。

○議長（中井元信君） 答弁。

建築課長。

○建築課長（川口正幸君） すみません、ちょっとメーカーと、それから機器の大きさについてはちょっと手元に資料がないので、また後ほど用意させていただきます。

配置、部屋の天つり型の室内機の配置につきましては、今既存の天井扇ついてます

けども、既存扇はそのまま使用可能な状態で残していきます。吹き出し口の位置につきましては、運転したときの温度分布を計算いたしまして、一番最適な位置に2台を配置しております。

○議長（中井元信君） 扇風機については。

○建築課長（川口正幸君） 扇風機についてはそのまま置いておきます。

以上です。

○議長（中井元信君） 教育委員会総務課長。

○総務課長（教委）（胡子幸穂君） 緑中のエアコン設置後の電気代についてですね、試算したものがありますので、数字を申し上げます。

現在の緑中の電気代、年間で約550万円となっております。エアコン設置後は330万円ほど増加をいたしまして、880万円程度になるかを見込んでおります。

以上です。

○議長（中井元信君） ほかにございますか。

3番繁政議員。

○3番（繁政秀子君） 私が聞こう思いよるのを聞いてくださったので、今答弁いただきましたのでいいんですが、これたくさん12社指名をしとるじゃないですか。その指名をしたのが辞退が7つも8つもあるね、辞退がね。辞退いう字が同じで、決定いうのも同じ。ワープロで打つとるけんね。私らこうやって見たときに、どれが決定かいうのは、辞退、辞退、辞退があってから決定いうのはようわからん。

そしたら、次の54号にはね、こういうように大きく決定いうて書いてある。同じことならこういうふうに大きい書いてあると、こんな12社もおってからどれが取ったんかいのうって見んでもいいじゃろう。54で決定。だから、どっちかにきちっとせんと、自分の担当した人の思いかもわかりませんが、その辺は部長さんがちゃんと締めてきちっとやってもらいたいと思います。

辞退が出たのは、今いろんなところがいろんな仕事がたくさんあるのでそれはわかるんですが、ここがいい仕事をしてもらうように私たちも願っておると言っといてください。お願いします。

○議長（中井元信君） ほかになければ。

4番益田議員。

○4番（益田芳子君） 1点要望をお願いいたします。

このたび理科教育の設備等でいろいろ予算計上等のお願い等がございました。ここに工事概要といたしまして、管理・教室棟の2階、3階、4階各教室、これ普通教室になっておりますけども、小・中学校の理科教育環境はいかがでしょうかと、そういったことも書いてございます。そしてまた、理科教室へ行こうと、いかに理系女子をふやしていこうっていうことも含まれてるのではないかなというふうに思いますので、ぜひ町長には理科教室に関しましてそういった設備等を強く要望しておきたいと思っております。よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（中井元信君） ほかになければ。

8番西議員。

○8番（西 友幸君） 隣の美術とか理科とか社会科教室ですね。ああいったところはされないんですかね。

○議長（中井元信君） 教育委員会総務課長。

○総務課長（教委）（胡子幸穂君） 今回の整備は普通教室のほうを優先するというところで、特別教室は入っておりません。

以上です。

○議長（中井元信君） ほかになければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第14、第53号議案、日程第15、第54号議案は、救急車の更新と、それに伴う救急資器材調達の議案でございますので、これを一括議題とし、採決は議会ルールにより1議案ごとに進めていくことと決定したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中井元信君） 御異議ないようでございますので、そのように進めてまいります。

それでは、日程第14、第53号議案、財産の取得について、日程第15、第54号議案、財産の取得についてを一括議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第53号議案 平成28年9月7日提出。

財産の取得について。

議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づく条例で定める財産を取得するということでございます。

続いて、第54号議案、平成28年9月7日提出。

財産を取得について。

議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づく条例で定める財産を取得するためということでございます。

詳細についての説明は、両議案とも消防長が行いますので、よろしく申し上げます。

○議長（中井元信君） 補足説明。

消防長。

○消防長（中川和幸君） 財産の取得について、第53号議案及び第54号議案の財産の取得について、一括して補足して説明をさせていただきます。

まずは、第53号議案参考資料をごらんください。

災害対応特殊救急自動車1台一式の購入は、消防自動車等購入事業として平成

28年3月議会で議決いただいたものでございます。

財産取得契約の概要でございますが、財産の表示は災害対応特殊救急自動車1台一式、購入金額としましては1,979万1,970円でございます。仮契約の年月日は平成28年8月19日。納入期限についてでございますが、車両及び装備品の装着等を考慮して平成29年3月31日としております。契約の相手方でございますが、広島市中区広瀬北町2番24号 広島トヨタ自動車株式会社でございます。

続きまして、財産取得の明細でございますが、この車両はトヨタ救急車ハイメディックをシャシーとして乗車定員は7名、救急救命士が行う高度な救急救命活動に対応できるよう、高規格救急自動車の仕様になっており、次のページに車体本体と車内のイメージ写真を掲載しております。

現在当消防本部の救急体制は、救急隊2隊の体制としておりますが、高齢化の進展等により救急出動は増加の一途をたどっており、救急隊2隊の体制では対応が困難になりつつあります。このことから、近い将来救急隊をもう1隊ふやし、3隊の体制へ移行する計画でおります。従来であれば、救急自動車の更新の際は一番古い救急自動車は廃棄しておりましたが、今回は廃棄せず常時稼働する救急自動車3台、予備の救急自動車として1台、救急体制のさらなる充実、強化を図ることといたします。

続きまして、第54号議案参考資料をごらんください。

財産の表示は、救急資器材一式でございます。これは今御説明申し上げました災害対応特殊救急自動車に積載します資器材を購入するものでございます。購入金額としましては1,468万8,000円、仮契約年月日は平成28年8月10日、納入期限につきましては、車両本体と同様に平成29年3月31日としております。契約の相手方は、広島市中区上幟町11番3号 日本船舶薬品株式会社でございます。

財産取得の明細でございますが、救急救命士が行う高度な救急救命活動に対応できるよう、高規格救急資器材として血中酸素飽和度測定器、心電計及び心電図伝送装置、静脈路確保セット、ビデオ喉頭鏡を初め付属品を含めた77品目を購入するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（中井元信君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

3番繁政議員。

○3番（繁政秀子君） どれも廃車にしないんだから、これが入る車庫はどうなるんだろうかということと、それから今度もう1隊をつくりたいということは、消防職員をふやそうとされるのか、今現在の消防職員を救急救命士に送ってそれができるようにしようとされるのか、その辺を。

○議長（中井元信君） 消防長。

○消防長（中川和幸君） ただいまの御質問、まず車庫の問題なんですけど、本来であればあんまり直接日光に当たったりとか風雨にさらすというのは余りよろしくないと思うんです。特に救急車なんかは住民が直接乗るわけですから、そういうのはあんまりよろしくないんで極力中に入れていたんですが、今消防庁舎は建ぺい率とか容積率とかが非常に厳しい状況にあるとともに、新たな車庫を建てるという場所がないので、今ある車庫に置いております車の配置をちょっといじってといいますか、何とかいじって1台程度は中に入れられるんですけど、ただやっぱりそれでも古い車両等は、広報車とかあの辺は、ちょっと屋外に置くようになるんじゃないかなというふうに思っておりますが、新しい救急車についてはもちろん車庫内に入れます。

ということと、もう一点が人間の問題なんですけど、この増員については既に定員、定数をふやしてもらっておりますので、増員はいたします。そういうことでございます。

○議長（中井元信君） 12番木田議員。

○12番（木田圭司君） 第53号議案参考資料の2の（6）のどこなんですけど、ちょっと細かいところで申しわけないんですけど、患者室ドアイーザークロージャーまたはオートクロージャー仕様とあるんですけど、金額決まってるんで仕様は決まってるんだと思うんですけど、私の認識ではイーザークロージャーというのは、半ドア状態までいってカチャッと閉まると、オートクロージャーというのは、そのままオートでどこかのスイッチ押せばドアが閉まるというふうな感覚でおるんで、これ間違っていればちょっと教えていただきたいんですけど、そうなれば多分値段も違うんだらうと思うんですけど、ちょっとその辺のところを教えてくださいませんか。

○議長（中井元信君） 答弁。

消防長。

○消防長（中川和幸君） まず、イーザークロージャーについては、今議員さん指摘のとおり半ドアにならないように最終的には強制的にがちっと閉まっていくシステムと



いうかで、オートクローザーについては、ちょっと実は私も今どういったらいいです。今ワンボックスなんかのレバーをぱっとやると自動的に閉まっていきますが、そういう類いのものかどうかいというのはちょっとまだ確認しておりませんので、ちょっと確認後回答させていただきたいというふうに思います。

○議長（中井元信君） 12番木田議員。

○12番（木田圭司君） すみません、ちょっとしつこいようで申しわけないんですが、それによって値段が、例えば普通の車で言えば私の認識があてれば、オートのほうというのは、要するにボタンか何かで勝手に後ろのドアが閉まると。イージークローザーというほうは手動である程度まで持って行って、半ドア状態のどこを強制的にカチヤッとか閉まるような。これ当然普通車でも全然金額は違うんですよね。じゃけ、もう金額が出てるんで仕様は決まっていけないと思うんで、ちょっとごめんなさい、細かいところで申しわけないんですが、またはいくこの仕様が同じ、同程度のもんなら問題ないと思うんですけど、そこで金額が違えば当然金額もまた変わらないといけないということになるのかなというところで、その辺をちょっとわかれば。またあれじゃったら後日でも結構です。

○議長（中井元信君） 消防長。

○消防長（中川和幸君） すみません、また詳しく調べて報告させていただきます。すみません。

○議長（中井元信君） じゃあ、後ほどということで。

4番益田議員。

○4番（益田芳子君） 53号議案ですが、8番その他のところに車載型デジタル無線機と書いてございます。救急に関しましては搬送にスピードを持って行っていただいとると思いますが、以前モニター等のお話もさせていただいたことが、要望させていただいたことがあります。今回のこの車載にはそういったものはついてはないんですか。モニター式みたいなものは。無線のみですか。

○議長（中井元信君） 消防長。

○消防長（中川和幸君） ここで言うております車載型デジタル無線機というのは純然たる消防無線機でして、モニター等については今回は配備はしてありません。

以上です。

○議長（中井元信君） ほかに。

10番慶徳議員。

○10番（慶徳宏昭君） 金額のほうについてお尋ねをします。

随意契約でトヨタの自動車を導入されるということですが、今入っとる救急自動車は日産が入ってますよね。競合するような同じ規格のものは、他のメーカーはつくってなかったんでしょうか。

○議長（中井元信君） 答弁。

消防本部次長。

○消防本部次長（白崎俊文君） こちらの契約、結果的にはトヨタの1社の随意契約となりましたけども、実は当初トヨタと日産、この2社による指名競争、要は入札の予定でした。ところが、日産のほうで辞退届が出されましたので、結果的にはこのトヨタの1社の契約となったという経緯がございます。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 10番慶徳議員。

○10番（慶徳宏昭君） しつこいようなんですが、辞退したら辞退って書かなきゃいけないんじゃないんですかね。どうなんですかね。

○議長（中井元信君） 会計室長。

○会計室長（谷崎文男君） 指名競争入札の結果につきましては、辞退と落札決定ということがありますが、今回はそれではなくて随意契約による契約ということになりましたものですから、1社での。ですから、そういう調書は必要ないかと思えます。

以上です。

○議長（中井元信君） ほかになければ、以上をもって質疑を終わります。

1議案ずつ討論、採決を行います。

日程第14、第53号議案、財産の取得について、討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定をいたしました。

続いて、日程第15、第54号議案、財産の取得について、討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(中井元信君) 日程第16、第55号議案、指定管理者の指定について(府中北交流センター(児童センター))を議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(佐藤信治君) 第55号議案 平成28年9月7日提出。

指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、府中北交流センター、児童センターの部分でございますが、児童センターの管理を行わせるため、指定管理者を指定するものでございます。

詳細の説明は、福祉保健部長が行いますので、よろしく申し上げます。

○議長(中井元信君) 補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長(立石佳之君) 第55号議案、指定管理者の指定について、補足して説明させていただきます。

公の施設の名称は、府中北交流センター内の児童センターでございます。

児童センターは、児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、または情操を豊かにし、もって児童の健全な育成を図るとともに、子育て支援の推進を目的とした施設でございます。

指定管理者として指定する相手は、社会福祉法人府中町社会福祉協議会です。

指定管理者の選定に当たっては、府中町公の施設に係る指定管理者の指定に関する

要綱第10条の規定により、施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的に達成するため、地域の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が期待できると思慮するときは、公募によらず当町が出資してる法人または公共的団体を指定管理者として選定できることとなっております。

社会福祉法人府中町社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の規定による法人であり、府中町行政区域内における地域福祉の増進を図ることを目的として、事業の企画、実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助を行っており、その各事業について適正な実績を残しておられます。

また、同じ施設として府中南交流センター内の児童センターにおいても平成26年4月1日から指定管理者として健全な事業運営をされており、地域に定着し、住民からの厚い信頼関係も形成されており、事業効果が十分期待できることから、府中町社会福祉協議会を選定いたしました。

指定の期間は、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間としております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（中井元信君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

3番繁政議員。

○3番（繁政秀子君） 社会福祉協議会に委託をされるということですが、南交流センターね、児童センター。あそこはそれまでに、平成26年前に委託でそこへ出しとったじゃないですか。あれ、何とか教育何とかっていうところへ出して、そこが一生懸命向こう盛り上げてやってくださって、それでようやってくるということで、今の南交流センターのあそこはいい運営されとるいうて広島県から県の人がたくさん見に来られるようなところになったんよ。それがもとでそれじゃあいうんであその職員さんを全部社協の職員さんにしてよね、社会福祉協議会に入れ込んだけ、社会福祉協議会の職員に今なっとるんでしょう。それをいきなり社会福祉協議会へ出したら、これはどこがやるんです。社協の誰がする思うとってんかね。ちょっとようわかりません。

私が思うのには、前のようにどこかに競争入札でこういうのがあるんじやがどうかいうて入ってもらって、そこから立ち上げてもらって、ここならいいじやろうという

んだったらわかるけど、全然そういうもともないのに結局持っていこうとするのは、南交流センターのあそこの人たちがこっちに来るかぐらいじゃないかのと、私の考えですが、どういう考えでここへやったのか、ちょっともう少しよう私にわかるように、みんなようわかるんかわかりませんが、お願いします。

○議長（中井元信君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（立石佳之君） 今から人員を確保していただくために、早目に9月議会で議決をいただきまして、指定管理者を指定させていただいて、そこから募集と、人材の確保をお願いしていくと。今おられるということになると、それはちょっとそれぞれ事業所は大赤字になっちゃいますので、それについてはこれからということでございます。よろしくをお願いします。

○議長（中井元信君） 3番繁政議員。

○3番（繁政秀子君） 今から人材の確保を社会福祉協議会へ頼むということよね。これでいってこの予算が通ったらということじゃろう。そう言うちゃったね、今。そうすると、どういうんですか、社会福祉協議会のほうが人材を募集をして、社協のほうが全部それをやってもらうという。あなたらは楽かもわかりませんが、もともとは町民の税金ですから、もう少しやっぱり町民のみんながああそうじゃね、納得いったねというような考え方に変わらんと、これいきなり社協へ持っていっても、社協のほうもみんなわかるけんね、どうして社協のほうに人がおらんのにあっこがどうするんじゃろうか思うよ。今手いっぱいじゃないですか。介護、要支援とか保護の問題でね、社協はいろいろやってもらってるし、じゃからあそこへ募集をかけて、あそこで人材を募ってもらって、あそこで育ててもらいうんか、見てもらう、選定してもら言うちやいけません、見つけてもらうというのは、どうかと思うよ。私はやっぱり町は町がきちっとしてね、それから今度はきちっとした人材を社協のほうに送ったほうがいいんじゃないか思うんじゃけど、その辺はどうかね。

○議長（中井元信君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（立石佳之君） 社会福祉協議会のほうで今南交流センターでされてる方を分けるということはないんですけれども、どこかで新規では事業者を選定して、それから育成をしていただくということになると思うんです。町のほうでも人材が不

不足する場合は何らかのことを考えていかないといけないかなとは思いますが、不足する人材についても全員が昔で言う児童厚生員という形をとっておりませんので、社会福祉協議会が不足する人材をどういう形で集めるか。例えば、子育て支援員とかそういった研修を受けられた方。そういった方なんかも積極的に雇用をお願いしていきたいというふうに今現在考えております。

以上です。

○議長（中井元信君） ほかになければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第17、第56号議案、指定管理者の指定について（府中北交流センター（集会所））を議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第56号議案 平成28年9月7日提出。

指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、府中北交流センター集会所の管理を行わせるため、指定管理者は指定するものでございます。

詳細にわたる説明は、福祉保健部長が行いますので、よろしく申し上げます。

○議長（中井元信君） 補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（立石佳之君） 第56号議案、指定管理者の指定について、補足して説明をさせていただきます。

公の施設の名称ですが、府中北交流センター集会所でございます。

当集会所は、府中北交流センター1階に開設されるもので、本町住宅入居者の会議、集会等の利用に供するとともに、地域に開放することで町民に教養の向上、レクリエーション等気軽に利用できる場を提供し、心身の健康増進を図り、もって地域のコミュニティ活動を推進させることを目的に設置する施設でございます。

指定管理者として指定する相手は、公益社団法人府中町シルバー人材センターです。

府中町シルバー人材センターは、定年退職後の自己の労働能力を活用し、みずからの生きがいの充実や社会参加を希望する高年齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としております。また、老人福祉センター福寿館において施設の管理業務を受託しており、来館者の対応や町民が施設利用する際の業務にも精通しております。そのほかにも府中町シルバーワークプラザの指定管理者を初め、学校、公園の管理業務等、さまざまな町の事業を受託して適切に業務を行っており、施設の管理運営に十分な認識と経験を有し、当集会所の設置目的を効果的に達成し、地域の活力を積極的に活用した管理を行うことができる団体と認められます。

以上のことから、府中町シルバー人材センターを指定管理者に選定いたしました。

指定の期間は、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間としております。

よろしく願いいたします。

○議長（中井元信君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） ないようでございますので、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第18、第57号議案、人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第57号議案 平成28年9月7日提出。

人権擁護委員の候補者の推薦について。

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、まず申しわけございませんが語句に誤りがありましたので訂正をお願いをいたします。提案理由の3行目の中ほどでございますが、解嘱という記載がございますが、正しくは退任でございます。訂正をし、おわびを申し上げたいと思います。

改めて、提案理由でございますが、人権擁護委員2名の任期が平成28年9月30日付けで満了となるため、人権擁護委員を推薦することについて意見を求めるもの。また、1名の人権擁護委員が平成28年3月31日付けで任期満了をもって退任されたことにより、1名の人権擁護委員を新たに推薦することについて意見を求めるものでございます。

人権擁護委員の委嘱につきましては、最終的には法務大臣が行うものでございますが、その候補者につきましては市町村長が議会の意見を聞いて推薦しなければならないこととなっております。このことからここに御提案させていただくものでございます。

それでは、候補者の表の議案のほうをごらんいただきまして、候補者3名の経歴等について順を追って説明させていただきます。

最初に、増田義憲氏でございます。

府中町瀬戸ハイム三丁目4番7号にお住まいの69歳の男性の方でございます。昭

和45年大学を卒業後、昭和48年に司法試験に合格、昭和51年には広島弁護士会に登録された後、昭和54年に増田法律事務所を開設。以降、広島弁護士会会長、中国地方弁護士会連合会理事長、日本司法センター広島地方事務所、法テラス広島でございしますが、初代所長などを歴任され、現在も広島県人権擁護委員連合会会長、昨年より当町の情報公開・個人情報保護審査会会長として御活躍をいただいている方でございます。

人権擁護委員につきましては、平成16年10月1日から委嘱を受けられ、現在4期目ということで、豊富な経験と弁護士としての専門知識を生かして人権擁護委員の使命及び職務を十分に全うしていただいているところでございます。

次に、奥美知子氏でございます。

府中町大通二丁目12番5号にお住まいの65歳の女性でございます。昭和49年に大学を卒業後、昭和59年3月まで小学校教諭として勤務。以降、府中町教育相談員や府中町民生委員、主任児童委員を歴任されております。

人権擁護委員につきましては、平成19年10月1日から委嘱を受けられ、現在3期目ということで、豊富な経験と教職等の知識を生かして人権擁護委員の使命及び職務を十分に全ういただいているというところでございます。

最後に、候補者坂田眞澄氏でございます。

府中町瀬戸ハイム三丁目3番5号にお住まいの63歳の男性の方でございます。昭和51年に大学を卒業後、昭和52年から小学校教諭として採用後、平成26年3月までの37年間学校教育に奉職し、小学校校長として定年退職されております。在職中、児童の人権にかかわるさまざまな問題にも取り組んでこられ、安芸郡公立学校長連合会会長、安芸郡小学校長会会長などの要職も歴任され、現在も府中町教育委員として広く教育行政の発展のために御尽力いただいております。

人権擁護委員としての高い人格、識見を十分にお持ちの方でございます。

よって、以上の3名を人権擁護委員として推薦させていただきたいというものでございます。

なお、人権擁護委員の任期は3年とされております。

説明は以上でございます。補足説明はございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（中井元信君） 以上で提案説明を終わります。

ここでお諮りします。

本案は人事案件につき、慣例に従いまして、質疑、討論を省略し、原案者を適任とすることに決したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案者を適任とすることに決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(中井元信君) 日程第19、第58号議案、教育委員会委員任命の同意についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(佐藤信治君) 第58号議案 平成28年9月7日提出。

教育委員会委員任命の同意について。

府中町教育委員会委員に次の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定により議会の同意を意見を求める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、教育委員会委員2名の任期が平成28年9月30日をもって満了となるため、新たに教育委員会委員を任命することについて同意を求めるというものでございます。

表の議案のほうをごらんいただきまして、任命をさせていただく方お一人目は、府中町桃山二丁目17番11-805号にお住まいの上之園公子氏でございます。

上之園氏は62歳の女性の方で、現委員の川野祐二氏の任期満了に伴い、その後任として新たに任命を予定をしている方でございます。上之園氏の経歴といたしましては、広島大学教育学部を卒業後、広島大学教育学部附属東雲小学校教諭、広島市立観音小学校教頭、府中町立府中北小学校教頭、広島市立矢賀小学校校長などを歴任され、現在は比治山大学現代文化学部子ども発達教育学科教授に就任されており、学校教育に関し、豊富な経験と識見を有しておられる方でございます。

任命させていただく方お二人目は、府中町青崎東35番7号にお住まいの田村雅恵

氏でございます。

田村氏は53歳の女性の方で、平成24年10月1日に教育委員会委員に御就任いただきまして、このたび任期満了を迎えられますが、これまで当町の教育委員として熱意を持って誠実に職務を遂行していただいていることから、引き続きお願いをするというものでございます。

なお、田村氏は現在桃山幼稚園課外教室講師、府中南小学校学校運営協議会委員、広島県女性教育委員グループ副会長、広島県立安芸府中高等学校PTA副会長などを務められております。

新委員の任期につきましては、平成28年10月1日から平成32年9月30日までの4年間となります。

提案理由は以上でございます。補足説明はございません。よろしくお願いたします。

○議長（中井元信君） 以上で提案説明を終わります。

ここでお諮りします。

本案も人事案件につき、慣例に従いまして、質疑、討論を省略し、原案のとおり同意することに決したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第20、第59号議案、調停の申立てについてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第59号議案 平成28年9月7日提出。

調停の申立てについて。

次のとおり調停を申し立てることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、裁判所に調停の申立てを行うことについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましてはの説明は、向洋駅周辺区画整理事務所長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中井元信君） 補足説明。

区画整理事務所長。

○向洋駅周辺区画整理事務所長（脇本哲也君） 第59号議案、調停の申立てについて、補足して説明いたします。

平成28年6月の各常任委員会におきまして、向洋駅周辺土地区画整理事業における支障物件として移転補償の交渉が難航している物件があることを御報告させていただいておりましたが、その後においても進展なく、また建物の除却期限も近づいてまいりました。そのため交渉を進める一つの方法として、民事調停法に基づき建物の取去及び土地の明け渡しの調停を申し立てるため、議会の議決を求めるものでございます。

調停申立ての概要です。相手方は、広島県安芸郡府中町鹿籠二丁目3番8号、難波徹。同所の有限会社アール・イー・ピー守乃屋、代表取締役、難波徹。申立てを行う裁判所は広島簡易裁判所です。

申立ての内容ですが、相手方が所有する府中町青崎南5626番8に存する鉄筋コンクリート造ルーフィング亜鉛メッキ鋼板葺10階建て1棟、その他工作物一式の除去を平成29年2月28日までに求めるというものでございます。

申立て理由でございます。向洋駅周辺土地区画整理区域内に土地、建物を所有する相手方に対しては、これまで訪問、声かけ、郵便物、関係者への接触などあらゆる手段を試み、話し合いを求めてまいりました。しかし、全て無視され全く話ができない状態が続き、任意の移転協議が進まず膠着状態になっているため、土地区画整理法第77条第2項の規定により、建築物等除却通知及び照会を行ったところでございます。

当該物件が存する土地は、地区の重要な幹線道路である都市計画道路大洲橋青崎線の敷地やほかの地権者の換地先になっており、また地区全域にかかわる上下水道等の布設など、ライフライン整備が必要とされているところでございます。これ以上現在の状況が続けば、大洲橋青崎線並びに19街区の整備を遅延させ、移転に協力していただいた地権者に多大な影響を及ぼすこととなります。さらには、土地区画整理事業

の施行者が仮換地上の建物移転除去を怠った不作為に対する損害賠償請求も想定されることから、緊急性を要しているものでございます。

以上のような状況から、このたび広島簡易裁判所の調停手続により問題の解決を図ろうとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（中井元信君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

8番西議員。

○8番（西 友幸君） 今、多分のこの件については、税理士さんとある不動産業者とそれから貸してる銀行と話し合いが多分持たれるようになっているはずなんですが、中にまたこれ賃貸業者で広島市のほうからも私もちょっと言われとるんですが、どこか移転先がないかということもちょっと言われとるんです。中の賃貸業者ですね、1階のね。ほかにも持っておられるんで、多分近々話し合いが持たれると思うんですが、また結果を御報告しますが、賃貸業者を先に出して収入をなくしていけば、多分話に応じられるんじゃないかと私は思っとるんですが、その行き先がまず決まらないという問題もあると思うんですよね。そこらあたり、少しずつ片づけていかれるのも一つの手ではないかと御提案申し上げるんですが。

○議長（中井元信君） 提案ですね。

○8番（西 友幸君） はい。

○議長（中井元信君） 部局としても承っておきますということで、よろしくお願ひします。

ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思ひますが、御異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定

いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第21、議員提出第3号議案、府中町議会議員政治倫理条例の制定についてを議題に供します。

本案につきましては、提出者が全員でございます。よって、提案説明、質疑、討論を省略し、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第22、議員提出第4号議案、府中町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題に供します。

本案につきましても、提出者が全員でございます。よって、提案説明、質疑、討論を省略し、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

以上で今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで町長が御挨拶したいと申し出ておられますので、許可します。

町長。

○町長（佐藤信治君） 9月定例会閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

本定例会に御提議させていただきました議案は、町長行政報告含めて19件ございましたが、皆様方の熱心な御審議をいただきまして、全てお認めいただきました。重ねてお礼を申し上げます。

執行に当たりましては、町民の皆様方の御期待に応えられるよう、効率的で、そして成果がしっかり上がるように努めてまいりたいというふうに思います。引き続き御支援、御協力賜りますよう、お願いをいたします。

議員の皆様は、今期の任期が今月末ということでございまして、町議会はきょうが

最後になろうかと思えます。今期で御引退される議員の皆様におかれましては、長きにわたり町行政に御貢献されましたことに敬意を表しますとともに、大変お世話になりましたことを感謝を申し上げ、厚くお礼を申し上げたいと思えます。

また、多くの方々は今期に向けての活動を進められておられることと思えます。残暑厳しい折でございますので、お体に気をつけていただきまして、輝かしい成果を勝ち取られることを念じましてお礼にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中井元信君） これをもちまして、平成28年第5回府中町議会定例会を閉会いたします。

（閉会 午後 0時38分）